

【 検 査 】

675 狭窄・閉塞機転が明確ではない頸動脈硬化症（確定及び疑い）に対するパルスドプラ法加算の算定について

《令和7年9月30日》

○ 取扱い

狭窄・閉塞機転が明確ではない頸動脈硬化症（確定及び疑い）に対するD215「2」超音波検査（断層撮影法）の注2のパルスドプラ法加算の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

パルスドプラ法の目的は血流速度の計測であり、頸動脈超音波検査（断層撮影法）において頸動脈狭窄・閉塞の評価に有用な指標とされている。

以上のことから、狭窄・閉塞機転が明確ではない頸動脈硬化症（確定及び疑い）に対するD215「2」超音波検査（断層撮影法）の注2のパルスドプラ法加算の算定は、原則として認められないと判断した。